

ブランド製品価値向上推進アドバイス等業務 仕様書

1 目 的

青森県産品のブランド化推進による価値向上を図るため、消費者ニーズに対応し、マーケットに受け入れられやすい新たな産品の開発や発掘を促すほか、産品の収益性の向上に向け、マーケットに精通した専門家による客観的なアドバイスを通じた、個別具体の課題解決に向けた活動を展開する。

2 委託業務名

ブランド製品価値向上推進アドバイス等業務

3 委託業務の内容

ブランド産品の価値向上の推進に係る次の業務を実施する。

(1) 新たなブランド候補産品の発掘・開発アドバイス業務

- ① 新品種の導入や特徴ある産品の価値向上の取組などを通じて、ブランド候補産品を育てていく意欲がある生産者・生産団体及び産品の情報を収集・整理すること。
- ② 整理に当たっては、新品種導入（開発）有力候補5～10産品、特徴ある産品（発掘）有力候補5～10産品を目安とし、青森県農林水産部総合販売戦略課と協議の上実施すること。
- ③ 専門知識を有するアドバイザーを活用し、①及び②により得られた情報を基に、青森県農林水産部総合販売戦略課と協議の上、最終候補3～5産品を選定すること。
- ④ ③により選定した産品について、ア）産品の独自性（競合品の有無）、イ）生産手法の特徴等の観点からマーケティングリサーチ・分析を行い、取組の方向性を整理すること。
- ⑤ ④により整理した産品について、ア）発掘による産品ブラッシュアップ又はイ）デビュー産品の開発を目指したアドバイスを5回以上実施すること。

(2) ブランド候補産品の収益性分析・アドバイス業務

- ① 新品種の導入や特徴ある産品の価値向上の取組などを通じて、ブランド候補産品を育てていく意欲がある生産者・生産団体の情報を収集・整理すること。
- ② 整理に当たっては、5～10産品を目安とすること。
- ③ 経営ファイナンスの専門知識を有するアドバイザーを活用し、有力産品の生産者・生産団体等へのヒアリングを行い、最終候補2～3産品を選定すること。
- ④ ③により選定した産品について、それぞれ生産者等2名を、青森県農林水産部総合販売戦略課とあらかじめ協議の上選定すること。
- ⑤ 選定された生産者について、現地調査を行い、直近の収支コスト積算を実施し、積算の結果、収益改善が見込める項目を整理の上、アドバイスを2回以上実施すること。
- ⑥ ⑤のアドバイス後に、令和4年度の収支積算を再度実施し、アドバイスを1回以上実施すること。

(3) ブランド候補製品へのアドバイス

- ① 製品のブランド化に向けて、販売・PRに係る課題を有しており、専門家によるアドバイスを必要としている団体についての情報を収集・整理すること。
- ② 整理に当たっては、10団体を目安とすること。
- ③ 地域製品のブランド推進に関する専門知識を有するアドバイザーを活用し、関係団体へのヒアリングを行い、最終候補として5～7団体を選定すること。
- ④ ③により選定した団体への現地調査、ブランド推進に関する会議への出席等により、適宜情報を収集し、個別具体の課題を整理すること。
- ⑤ 整理した課題について、解決に向けたアドバイスを、1回以上実施すること。
- ⑥ その他、販路開拓・拡大に必要となるアドバイスを随時実施すること。

(4) (1) から (3) までの実施結果について、発注者に実績報告書1部を提出すること。

4 委託業務の条件等

(1) 実施体制について

スタッフには、マーケティング、農林水産物の販売チャネル（EC、百貨店、飲食店・ホテル、高級スーパー等小売店、卸等流通）、市場動向等のリサーチ、ブランド推進に関するプランニング、経営ファイナンス等の専門知識に長け、的確な助言・指導を行うことができるアドバイザーを3名以上7名以内で配置すること。

(2) 業務に係る旅費について

本業務に係る産地訪問を行う場合の交通費、雑費等の旅費は、本業務に全て含まれるものとする。

(3) 新型コロナウイルスの影響等受注者の責に帰さない事由により、現地での対応が実施できない場合においては、Web、書面等の代替手法によりこれを実施すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、逐次、進捗状況を報告するなど青森県農林水産部総合販売戦略課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) 仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、青森県農林水産部総合販売戦略課との協議により決定するものとする。